

令和3年度の滋賀支部事業報告書

目次

◆ 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上 P1
- 限度額適用認定証の利用促進 P3
- 現金給付の適正化の推進 P5
- 効果的なレセプト点検の推進 P6
- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 P10
- あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 P12
- 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 P13
- 被扶養者資格の再確認の徹底 P17
- オンライン資格確認の円滑な実施利用率向上 P19
- 業務改革の推進 P20

◆ 戦略的保険者機能関係

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 P21
- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 P36
- ジェネリック医薬品の使用促進 P38
- インセンティブ制度の着実な実施 P41



目次

● 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	P42
● 調査研究の推進	P46
◆ 組織・運営体制関係	
● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	p49
● 人事評価制度の適正な運用	〃
● OJTを中心とした人材育成	p50
● 支部業績評価への対応	〃
● 費用対効果を踏まえたコスト削減等	p51
● コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底	p52
● ペーパーレス化の推進	〃

1 基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上

《事業計画》

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
 - ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
 - ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

数値指標（KPI）	実績		（参考） 令和3年度 全国	目標		備考
	令和2年度 滋賀支部	令和3年度 滋賀支部		令和3年度 滋賀支部	令和3年度 滋賀支部	
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	100%	令和3年5月末現在	
現金給付等の申請に係る郵送化率	93.9%	95.0%	95.0%	94.4%	令和3年5月末現在	

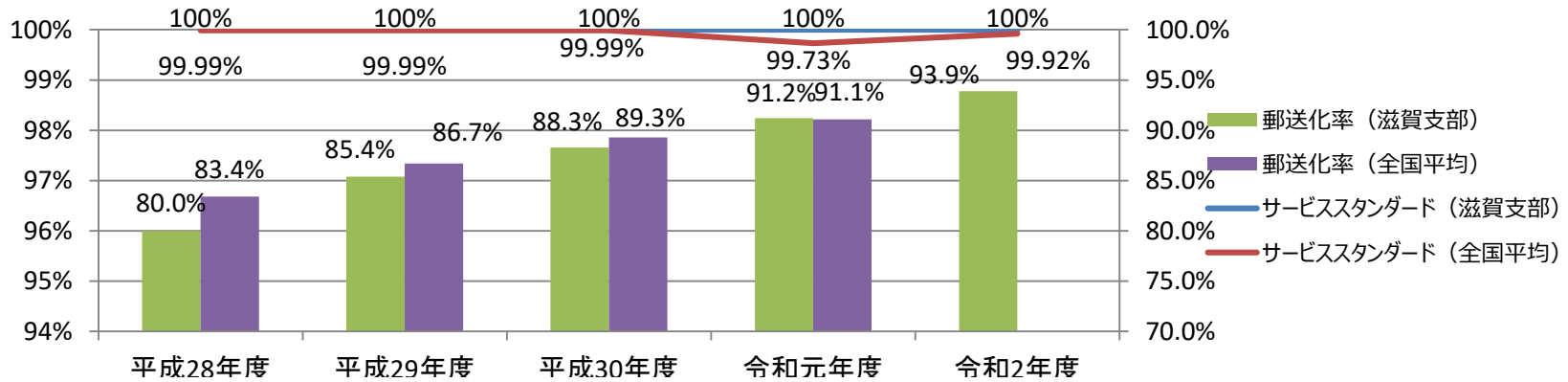
《実施策》

- ・ お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対して研修等により周知を図る。
- ・ 退職者の多い適用事業所に対して「任意継続保険セット」を、現物給付化が低い医療機関に対して「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。

《実施結果》

- ・ 適正な事務処理の進捗管理に努め、現金給付のサービススタンダードを遵守した。
- ・ 事業主、加入者への周知、広報等により申請書の郵送化率の向上を図った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策として、滋賀県社会保険労務士会を通じて社会保険労務士へ郵送による申請書の提出を依頼した。

健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率・郵送化率



健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率

(サービススタンダード)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率	滋賀	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	99.99%	99.99%	99.99%	99.73%	99.92%	未確定
健康保険給付の受付から振込までの平均日数	滋賀	7.82日	8.61日	8.01日	7.85日	7.01日	7.03日
	全国	8.11日	8.03日	7.68日	7.87日	7.46日	未確定

郵送化率

(申請書受付 郵送化)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
郵送化率(%)	滋賀	80.0	85.4	88.3	91.2	93.9	94.4
	全国	83.4	86.7	89.3	91.1	未確定	未確定

1 基盤的保険者機能関係

(2) 限度額適用認定証の利用促進

《事業計画》

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

数値指標

KPIの設定なし

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。
【参考】令和元年度実績 79.8% 令和2年度実績 80.6%

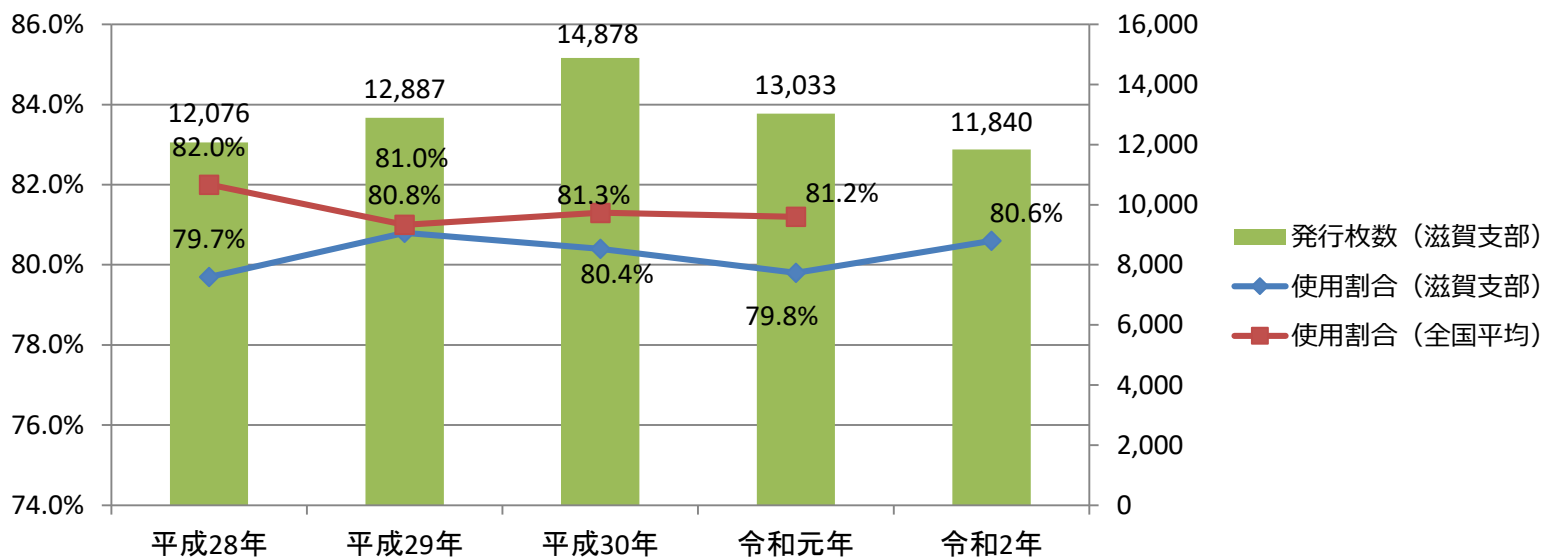
《実施策》

- ・ 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。
- ・ 医療機関や市町と連携し、窓口限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。
- ・ 医療機関の窓口へ掲示していただく限度額適用認定証の利用促進ポスターを作成して、窓口に掲示依頼することにより、加入者への制度周知や利用促進を図る。
- ・ 公費受給者の高額療養費請求者に対する限度額適用認定申請の個別届出勧奨を実施し、効果的な利用促進を行う。

《実施結果》

- ・ 公費医療受給者のうち継続給付が見込まれる対象者58名へ利用勧奨を実施。
- ・ 限度額認定証の利用がなく、高額療養費の請求対象となるレセプト請求がされている医療機関60件に対して利用勧奨を実施。

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
使用割合	滋賀	79.7%	80.8%	80.4%	79.8%	80.6%	81.6%(5月末)
	全国	82.0%	81.0%	81.3%	81.2%	未確定	未確定
発行件数	滋賀	12,076件	12,887件	14,878件	13,033件	11,840件	2,003件(5月末)

1 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付の適正化の推進

《事業計画》

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。
- ・ 支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。
- ・ 日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。

《実施結果》

- ・ 資格取得から申請までの期間が60日未満の手当金申請の全件について、事業主に雇用契約や雇用保険の加入状況の調査を実施。
- ・ 60日以上遡って資格取得手続きを行ったうえ、手当金を受給した者及び資格喪失後の継続給付を受給した者のうち再就職した者について事後調査を実施。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整については、本部から提供される疑義リストを再点検して、必要に応じて返納金の請求を行った。

併給調整による返納金調定件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雇用状況調査	44件	23件	3件(5月末)
プロジェクト会議開催	12回	12回	2回(5月末)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
障害年金	42人	50人	12人(5月末)
老齢年金	14人	22人	3人(5月末)

1 基盤的保険者機能関係

(4) 効果的なレセプト点検の推進

《事業計画》

- レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検のあり方について検討する。
 - KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
（※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
 - ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

() 内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	実績 令和2年度 滋賀支部	実績 令和2年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	目標 令和3年度 全国	備考
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.376% (8位)	0.318%	0.376%以上	0.318%以上	

i) 効果的な内容点検の実施

《実施策》

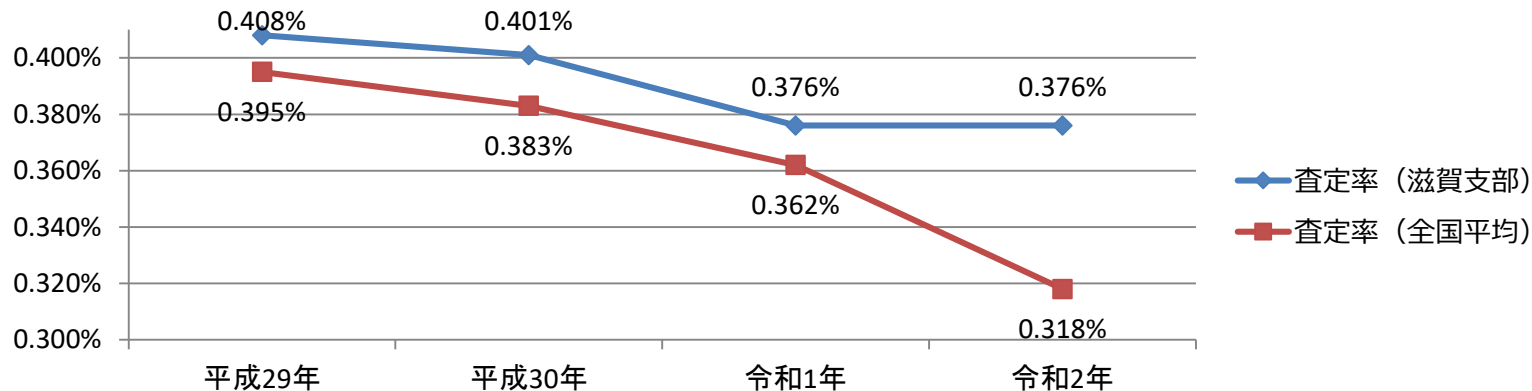
- レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。
- レセプト内容点検効果向上計画の実施施策より、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額を向上させる。
- 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。
- 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。
- 支払基金との連携を強化し、協会の査定事例を提案、また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。

《実施結果》

- ・支払基金に対し再審査事例の協議・連携を行い、査定事例を共有、再審査の効率化に取り組んだ。
- ・支部事業とした外部講師ZOOM研修の実施に際して、近畿圏3県（奈良・和歌山・滋賀）合同での実施や、本部研修に積極的に参加し、点検員のスキルアップ効果よりKPIを達成した。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
レセプト受付枚数	346,431	344,757	279,504	259,319	307,956	320,478	307,076	306,722	336,078	311,140	324,386	293,093	3,736,940
原審査件数 (支払基金における審査)	2,170	2,100	2,099	1,937	1,706	2,050	1,956	2,061	2,245	2,021	2,215	2,144	24,704
再審査請求件数 (協会における審査)	416	479	357	280	170	435	497	491	535	531	587	601	5,379

レセプト点検の査定率



() 内の数値は全国順位

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療費総額	滋賀	46,756,381,760円	47,821,548,790円	49,370,101,310円	47,244,724,400円	円
査定額	滋賀	190,836,850円	191,851,620円	185,770,020円	177,773,160円	円
査定率	滋賀	0.408% (10位)	0.401% (10位)	0.376% (13位)	0.376% (8位)	%
	全国	0.395%	0.383%	0.362%	0.318%	%

ii) 効果的な資格点検の実施

《実施策》

- ・点検体制等を見直し、効率的に点検を行い、債権発生後の速やかな回収を図るための迅速な調定を実施する。
- ・資格点検の進捗管理を確実に実施する。

《実施結果》

- ・喪失後にかかる受診状況の確認のため医療機関照会を毎月実施しているところだが、令和2年4～5月は本部よりコロナ関連の業務停止項目があり、「医療機関照会」が指示され停止した。
- ・停止期間中も最善の方法を検討し、減少（停止）事業を最小限に留めた。
- ・再審査請求件数や点検効果の遅延が若干見られたが、年度末結果は例年並みとなった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資格点検エラー件数	4,486	4,198	7,075	6,625	4,013	4,304	4,234	4,026	4,201	4,606	4,164	4,102	56,034
資格点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
医療機関照会件数	71	0	564	1,229	687	714	645	564	410	604	510	490	6,488
レセプト返戻件数	832	408	440	1,261	1,291	839	783	768	773	1,267	796	783	10,241
返納金調定件数	132	107	92	113	126	229	121	106	108	110	127	122	1,493
資格点検効果額 加入者1人当り（累計）	122	232	328	402	590	775	919	1,019	1,164	1,328	1,573	1,699	

iii) 効果的な外傷点検の実施

《実施策》

- ・ 負傷原因照会について毎月実施し、未回答者には再送付のうえ提出を促し効果額の向上を図る。
- ・ 負傷原因照会回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、迅速に調定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。

《実施結果》

- ・ 業務手順書に基づき外傷レセプトの新規分点検・負傷原因照会をもれなく実施し、加害者求償に移行した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷原因照会件数	124	124	135	112	104	175	152	171	141	161	166	157	1,722
回答件数	107	85	75	76	134	115	149	135	74	97	152	209	1,408
再照会件数	114	142	119	119	113	112	135	160	132	133	144	127	1,550
傷病届受付件数	14	14	10	3	14	25	19	13	23	17	13	20	185
受付残件数	110	114	111	96	98	104	99	98	107	107	111	109	
外傷点検効果額 加入者1人当り(累計)	17	28	68	93	153	182	197	210	244	263	276	301	

iv) 多受診者への適正受診指導の強化

《実施策》

- ・ システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

《実施結果》

- ・ 多受診対象者を管理し、状況に応じて本人への照会・アンケート、かかりつけ医の啓蒙等を実施した。

1 基盤的保険者機能関係

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

《事業計画》

・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受療についての正しい知識の普及を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

数値指標（KPI）	実績		（参考） 令和3年度 全国	目標		備考
	令和2年度	滋賀支部		令和3年度	滋賀支部	
施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合		0.46%	1.12%	0.46%以下	0.38%	4月末現在

《実施策》

・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を強化する。

・ 柔道整復療養費審査会や面接確認委員会を通じて、請求内容が作為的、不正又は著しい不当が疑われる施術所の改善を図る。

《実施結果》

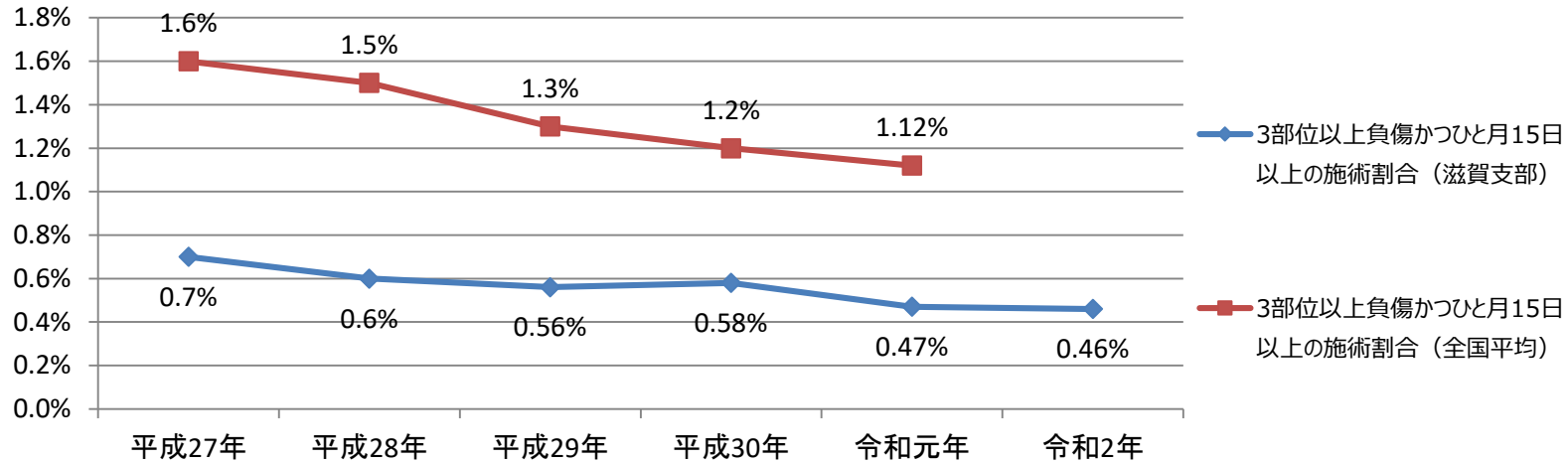
・ 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術に対する患者照会を全件実施する。

・ 部位ころがしが疑われる長期請求や審査会指摘の高額請求傾向が続いている加入者に対する患者照会や、施術所に対する文書指導を実施する。

・ 柔道整復療養費面接確認委員会による面接指導を通じて、不正が疑われる施術所の改善指導を実施する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
照会件数	395	361	369	379	391	356	369	381	417	363	411	404	4,596
部位ごろがし照会件数	317	252	253	264	268	246	264	264	190	226	290	328	3,162
3部位15日以上施術所数	47	52	51	66	64	40	48	61	47	57	37	34	604
3部位15日以上割合	0.43	0.55	0.58	0.63	0.58	0.35	0.42	0.51	0.41	0.50	0.34	0.30	0.46

3部位以上負傷かつひと月15日以上の施術割合



			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【KPI】 3部位以上負傷かつひと月15日以上の施術	滋賀	件数(件)	814	732	727	769	504	604	46
		割合(%)	0.7	0.6	0.56	0.58	0.47	0.46	0.38(4月末)
	全国	件数(件)	244,817	230,096	204,407	189,660	175,883	未確定	未確定
		割合(%)	1.6	1.5	1.3	1.2	1.12	未確定	未確定

1 基盤的保険者機能関係

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

《事業計画》

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の同意・再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 初回申請の医師の同意書、再同意書の確認を徹底し、疑義のある案件については、医師照会や患者照会を実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PT会議で対応方法を検討し、必要に応じて施術所に対する調査を実施する。

《実施結果》

- ・ 初回申請の医師の同意書、6か月毎の申請における再同意書の添付の確認を全件実施した。
- ・ 保険適用について、疑義が生じた申請については、医師照会や患者照会等を実施した。
- ・ 不正請求事案については、施術者へ改善指導や全額返還請求を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費支払件数	250	254	257	451	256	255	226	253	256	228	283	268	3,237
保険給付適正化PT審議件数	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	7
うち情報提供件数	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	4

1 基盤的保険者機能関係

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

《事業計画》

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

()内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	実績 令和2年度 滋賀支部	実績 令和2年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	目標 令和3年度 全国	備考
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	92.72%(34位)	92.41%	92.72%以上	92.41%以上	
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	82.19%(5位)	53.40%	82.19%以上	53.40%以上	

数値指標 (支部)	目標 令和2年度 滋賀支部	実績 令和2年度 滋賀支部	目標 令和3年度 滋賀支部	備考
債権残高（返納金）について前年度より下回る。	59,302,028円	48,048,090円	48,048,090円以下	
債権管理・保険者間調整による返納金回収件数（債務者数）について前年度を上回る。	123件	229件	229件以上	

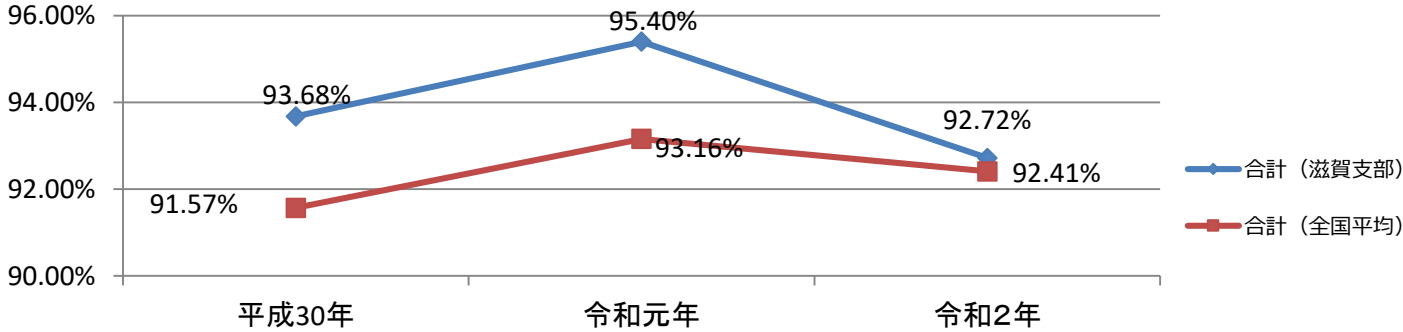
「実施策」

- ① 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。
 - i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、1か月以内に3回実施する。（日本年金機構実施分含む）
 - ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。
 - iii 債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。
 - iv 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者にアウトソースを活用した利用勧奨を行う。
- ② 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。
- ③ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。

「実施結果」

- ① 債権回収計画に基づき、郵送による催告、更に保険証未回収者への電話催告を実施した。
- ② 本部提供データより、回収率の悪い事業所に対し、訪問や文書通知により催告し、現状の認識と保険証添付の依頼を実施した。

保険証回収率（一般加入者・任意継続）

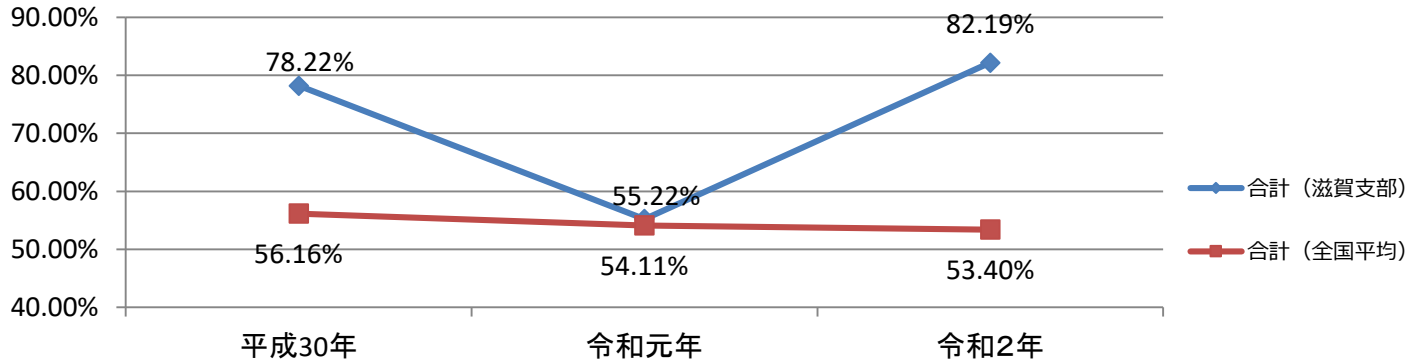


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	59	21	38	25	15	19	18	21	14	19	15	19	283
電話催告件数	38	3	9	2	3	3	0	0	0	1	1	2	62
保険証回収率（%）	91.72%	92.43%	93.00%	93.27%	93.58%	93.82%	94.21%	94.40%	94.14%	94.11%	93.36%	92.72%	

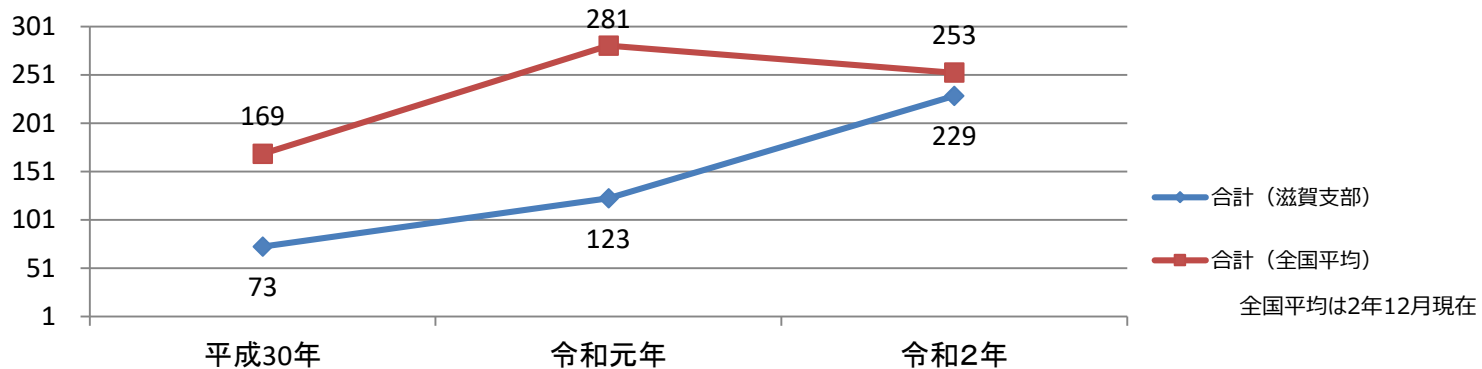
周知・広報

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勸奨内容	官庁に電話催告	官庁に電話催告	なし	8月本部より待	官庁に電話催告			訪問・文書事業所選定	対象事業所選定	事業所訪問実施	事業所訪問及び文書勸奨実施	事業所訪問及び文書勸奨実施	
件数	4件	2件			1件					0件	59件	40件	

債権回収のグラフ



保険者間調整件数のグラフ



③ 債権回収計画に基づき、未納者に対する各種催告（郵便・訪問・電話）を速やかに実施、なお高額な債務者に対しては、法的措置を実施し回収業務を推進した。

返納金債権の回収

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
返納金調定件数	132	107	92	113	126	229	121	106	108	110	127	122	1493
時効消滅件数	7	6	6	8	6	5	2	10	5	5	6	0	66
返納金調定金額	6,109,873	1,899,475	2,447,797	1,516,735	2,535,791	5,958,640	2,985,892	814,552	1,747,408	3,059,947	1,436,488	2,257,175	32,769,773
返納金残額	2,887,625	2,238,619	1,487,281	3,619,130	1,097,500	1,766,376	9,052,357	351,862	1,344,775	2,282,683	2,520,754	7,714,826	28,648,962
返納金回収率	63.94%	56.88%	58.74%	60.41%	61.25%	67.41%	63.78%	64.73%	68.52%	72.43%	74.87%	82.19%	

返納金債権の催告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	292	202	437	339	150	329	320	332	197	358	321	305	3,582
電話催告件数	1	1	7	3	1	2	5	5	3	4	4	6	42
訪問催告件数	0	0	0	19	24	17	13	13	15	26	23	17	167
弁護士名催告	0	0	40	57	47	46	56	43	24	19	36	23	391
法的措置収納完済件数	4	2	7	10	8	5	10	10	3	5	11	2	77

保険者間調整の利用促進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険者間調整件数	16	30	30	24	18	14	20	28	17	12	13	7	229

1 基盤的保険者機能関係

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

《事業計画》

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
 - ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
 - ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.1%	未実施	93.0%	未実施	下期で実施

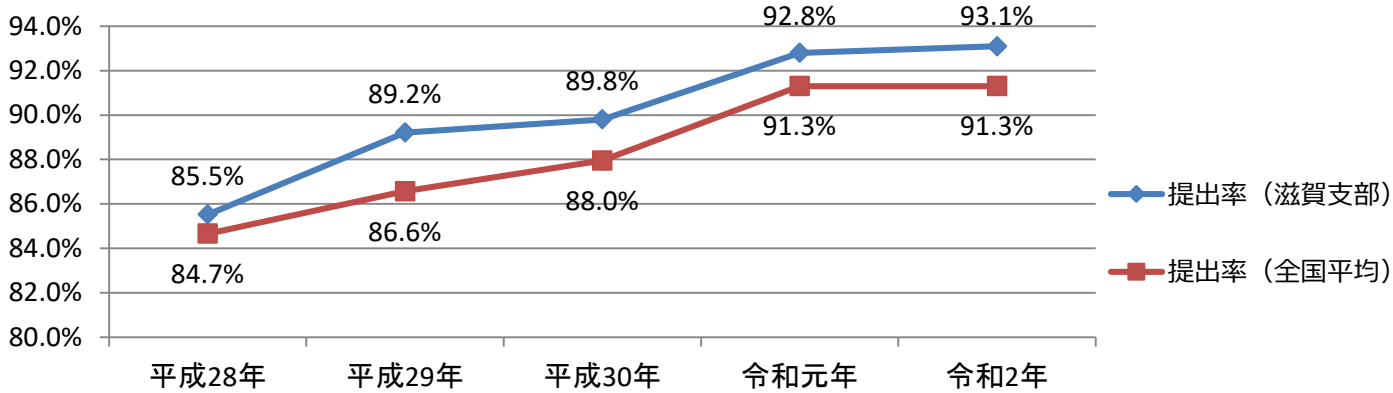
《実施策》

- ・ 本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。
- ・ 未送達事業所については、日本年金機構への照会等を実施して送達を徹底する。

《実施結果》

- ・ 令和2年10月上旬から下旬に事業所あてに被扶養者資格確認リストを送付した。
- ・ 令和3年2月上旬に未提出事業所へ被扶養者資格確認リストを再送付した。
- ・ 令和3年3月上旬に未提出事業所へ電話による届出勧奨を実施した。

対象事業所からの被扶養者資格再確認書の提出率等



			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象事業所数	滋賀	件数	11,550	11,891	12,188	13,226	12,272
	全国	件数	1,205,743	1,263,914	1,315,182	1,446,812	1,334,462
提出事業所数	滋賀	件数	9,877	10,608	10,947	12,278	11,430
		提出率	85.5%	89.2%	89.8%	92.8%	93.1%
	全国	件数	1,020,771	1,094,139	1,156,747	1,321,600	1,218,317
		提出率	84.7%	86.6%	88.0%	91.3%	91.3%
勸奨件数	滋賀	件数	-	-	-	4,206	1,908
対象被扶養者数	滋賀	件数	68,843人	67,211人	67,837人	132,134人	62,529人
	全国	件数	7,376,445人	7,381,647人	7,480,414人	13,204,839人	6,881,410人
被扶養者削除人数	滋賀	件数	669人	655人	660人	620人	617人
		削除率	0.97%	0.97%	0.97%	0.47%	0.99%
	全国	件数	70,069人	75,685人	70,897人	66,193人	68,027人
		削除率	0.95%	1.03%	0.95%	0.47%	0.99%

1 基盤的保険者機能関係

(9) オンライン資格確認の利用率向上

《事業計画》

- ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
※令和3年2月協会けんぽ事業は終了。
- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を89.0%以上とする

数値指標（KPI）	目標 令和2年度 滋賀支部	目標 令和2年度 全国	実績 令和2年度 滋賀支部	実績 令和2年度 全国	備考
U S Bを配布した医療機関 における利用率	89.0%	50.0%	90.5%	53.7%	事業終了時、USBシステム 配付は6医療機関

《実施策》

- ・協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

《実施結果》

- ・本部から医療機関利用状況リストの提供ある都度、注視し未利用医療機関に対し電話により状況を確認した。
- ・国におけるオンライン資格確認業務が令和3年3月より実施されるまでの間、協会けんぽシステムの利用率向上を目指し勧奨した。

1 基盤的保険者機能関係

(10) 業務改革の推進

《事業計画》

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。

《実施結果》

- ・ 各ユニットごとにミーティングや勉強会を開催して、業務処理手順の確認や知識の向上を図った。
- ・ ジョブローテーションを計画的に実施して、職員の多能化を図った。
- ・ 審査・確認に集中する時間を設定して、事務処理速度や生産性の向上を図った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決裁者・確認者ミーティング	12回	11回	2回(5月末)
知識テスト	－	8回	2回(5月末)
勉強会	12回	11回	4回(5月末)

2 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

《事業計画》

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

（滋賀支部データヘルス計画）

□上位目標（10年程度先に成果を評価する目標）

滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。

（目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）

□中位目標（6年後に達成すべき目標）

生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少

（中間目標 2020年度：36.6%）

《実施策》

- ・ 県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。
- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。
- ・ アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。

2 (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

<<事業計画>>

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
 - ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
 - ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。
- また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。
- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を67.7%以上とする
 ② 事業者健診データ取得率を12.8%以上とする
 ③ 被扶養者の特定健診実施率を37.1%以上とする

数値指標（KPI）	実績		（参考）目標 令和3年度 全国	目標		備考
	令和2年度	滋賀支部		令和3年度	滋賀支部	
生活習慣病予防健診実施率		64.3%	58.5%	67.7%	8.6%	12,151人/141,216人
事業者健診データ取得率		11.2%	8.5%	12.8%	1.2%	1,702人/141,216人
被扶養者の特定健診実施率		33.7%	31.3%	37.1%	1.1%	418人/39,738人

①生活習慣病予防健診（被保険者）

《実施策》

健診の受診勧奨対策

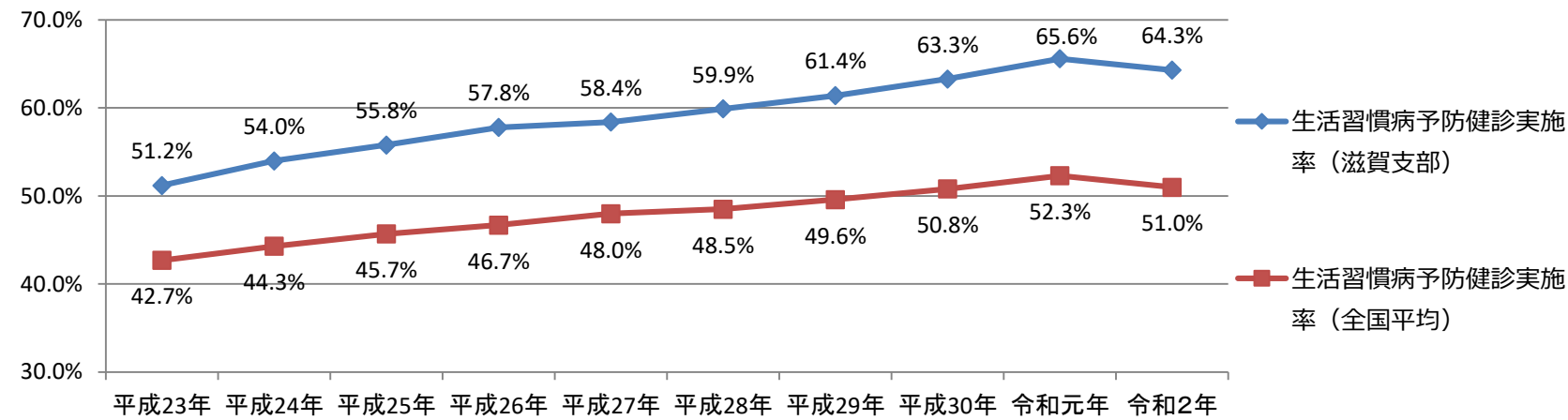
- ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。
- ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。
- ・ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付する。併せて電話等による受診勧奨を実施する。
- ・ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。

《実施結果》

- ①インセンティブ契約機関は28機関（前年度25機関）。
- ② 4月－5月については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度の健診受診者数より増加している。
- ③対象人数の少ない事業所へのDM勧奨は9月ごろの送付を予定している。
- ④新規適用事業所及び任意継続被保険者に対する案内も毎月実施している。

目標	上期（中間） 31.2%						下期（期末） 67.7%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 141,216人												
受診者数	6,031	6,120										
受診者数 （累計）	6,031	12,151										
受診率	4.27%	8.60%										
前年実績	3,872	3,770	8,267	9,614	7,400	9,158	9,184	8,323	7,743	7,086	7,803	6,382
伸び率（単月）	155.76%	162.33%										

生活習慣病予防健診実績の推移



() 内の数値は全国順位

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
対象者数 (40~74歳)	105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	141,216人	
受診者数 (実績)	53,792人	57,665人	61,647人	65,880人	69,152人	73,199人	78,045人	83,444人	89,002人	88,602人	12,151人	
実施率	滋賀 (12位)	51.2% (11位)	54.0% (11位)	55.8% (11位)	57.8% (9位)	58.4% (10位)	59.9% (8位)	61.4% (8位)	63.3% (5位)	65.6% (6位)	64.3% (7位)	8.6%
	全国	42.7%	44.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.5%	49.6%	50.8%	52.3%	51.0%	未確定

② 事業者健診データ取得（被保険者）

《実施策》

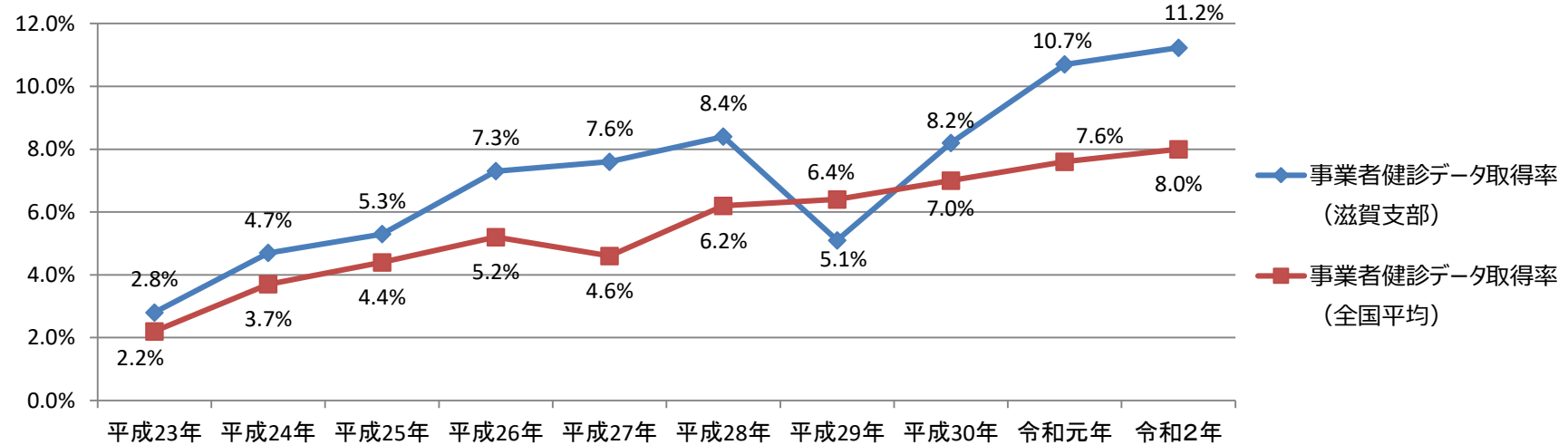
- ・事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。
- ・事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。
- ・事業者健診データの取得勧奨を実施する。
- ・健診推進経費を活用し委託で勧奨を行う。

《実施結果》

- ①滋賀労働局長との連名勧奨は、昨年度の11月実施より実施時期を早めて9月頃実施予定。年度内の健診結果の取り込みを確実に遂行するため。
- ②健診結果を紙データで提供される際に、項目不足を事前に案内することで、項目不足による取り込みエラーを防止する。
- ③健診推進経費を活用（健診結果の早期提供にインセンティブ付与）し、早期及び確実な取り込みを行い、特定保健指導の案内も早期に実施する。

目標	上期（中間） 5.1%						下期（期末） 12.8%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 141,216人												
受診者数	618	109	975									
受診者数 （累計）	618	727	1,702									
実施率	0.43%	0.51%	1.21%									
前年実績	0	305	192	0	273	1,707	563	2,312	2,167	3,254	1,230	3,487
伸び率（累計）	-	238.36%	342.45%									

事業者健診結果データ取得実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40~74歳)		105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	141,216人
受診者数 (実績)		2,892人	5,034人	5,848人	8,301人	9,034人	10,314人	6,506人	10,862人	14,501人	15,481人	1,702人
実施率	滋賀	2.8% (16位)	4.7% (18位)	5.3% (19位)	7.3% (13位)	7.6% (7位)	8.4% (17位)	5.1% (35位)	8.2% (20位)	10.7% (13位)	11.2% (12位)	1.2%
	全国	2.2%	3.7%	4.4%	5.2%	4.6%	6.2%	6.4%	7.0%	7.6%	8.0%	未確定

③ 被扶養者の特定健診

《実施策》

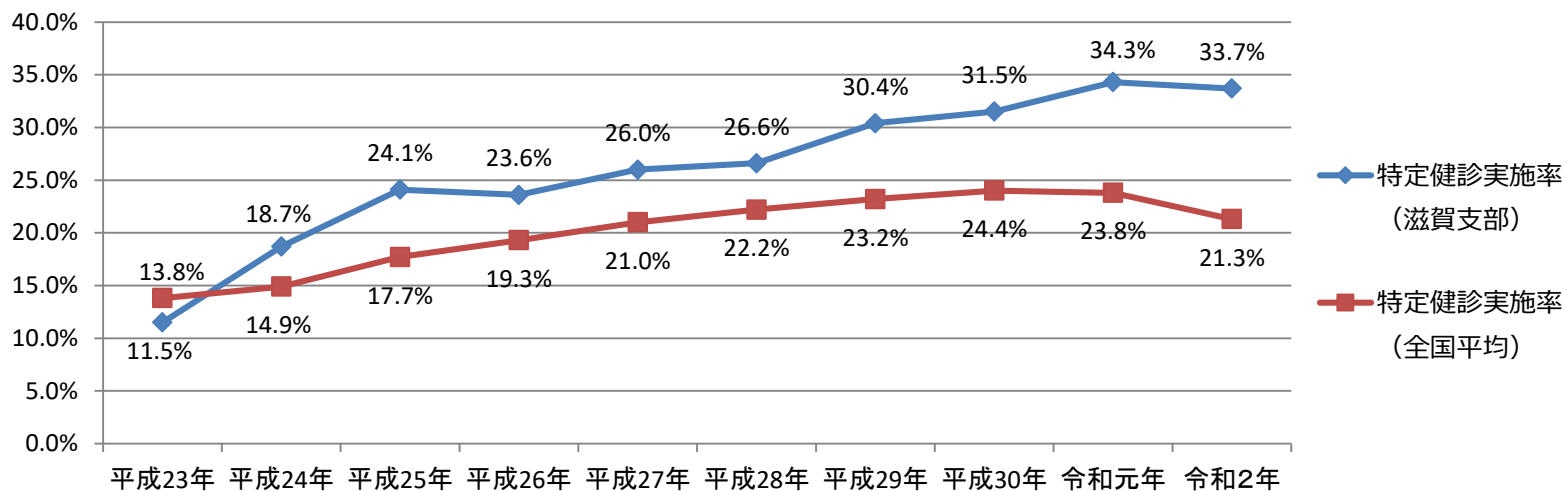
- ・被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。
- ・無料健診を最大限生かすため、申し込みの少ない会場へは再勧奨等を積極的に行う。
- ・本部主導による特定健診実施率等の底上げを図るための調査研究結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。
- ・健診機関、健診会場での新型コロナウイルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。
- ・新規加入者および任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。

《実施結果》

- ・無料健診を6月～11月で実施予定（19市町、40会場、88日間）、新型コロナウイルス感染症を考慮して、日程を5日間増加した。
- ・次年度に向けた無料健診の準備として、乳がん・子宮頸がんの同時実施会場の増加を市町へ説明し依頼する（次年度からの継続）。
- ・特定健診の開始年齢が40歳であることから、40歳代への個別勧奨を8月に開始予定で準備中。
- ・同会場同日程の場合に、早い日程（6月7月）に申し込みが集中する傾向を生かし、遅い日程（10月11月）について、再勧奨を簡易なハガキで案内する。その際に健診実施機関が新型コロナウイルス感染症対策が万全である（安心して受けていただける）ことを周知する。

目標	上期（中間）14.4%						下期（期末）37.1%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 39,738人												
受診者数	169	106	143									
受診者数 （累計）	169	275	418									
実施率	0.43%	0.51%	1.21%									
前年実績	97	37	76	1,590	1,337	1,344	2,181	1,389	1,767	367	880	2,000
伸び率（累計）	174.22%	286.48%	188.15%									

特定健診受診率実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40~74歳)		38,873人	39,030人	39,692人	39,884人	39,580人	39,012人	39,187人	39,159人	39,196人	38,758人	39,738人
受診者数 (実績)		4,471人	7,304人	9,562人	9,411人	10,288人	10,368人	11,894人	12,339人	13,441人	13,058人	418人
実施率	滋賀	11.5% (38位)	18.7% (15位)	24.1% (5位)	23.6% (9位)	26.0% (9位)	26.6% (12位)	30.4% (5位)	31.5% (6位)	34.3% (3位)	33.7% (3位)	1.1%
	全国	13.8%	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%	22.2%	23.2%	24.4%	23.8%	21.3%	未確定

2 (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

ii 特定保健指導の実施率及び質の向上

＜事業計画＞

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
 - ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。
 - ・ また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。
- KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を28.5%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を28.6%以上とする

数値指標 (KPI)	実績		目標		備考
	令和2年度 滋賀支部	(参考) 目標 令和3年度 全国	令和3年度 滋賀支部	令和3年度 滋賀支部	
被保険者の特定保健指導の実施率	16.6%	25.0%	28.5%	3.1%	633人/20,456人
被扶養者の特定保健指導の実施率	30.8%	8.0%	28.6%	3.8%	52人/1,386人

①被保険者

《実施策》

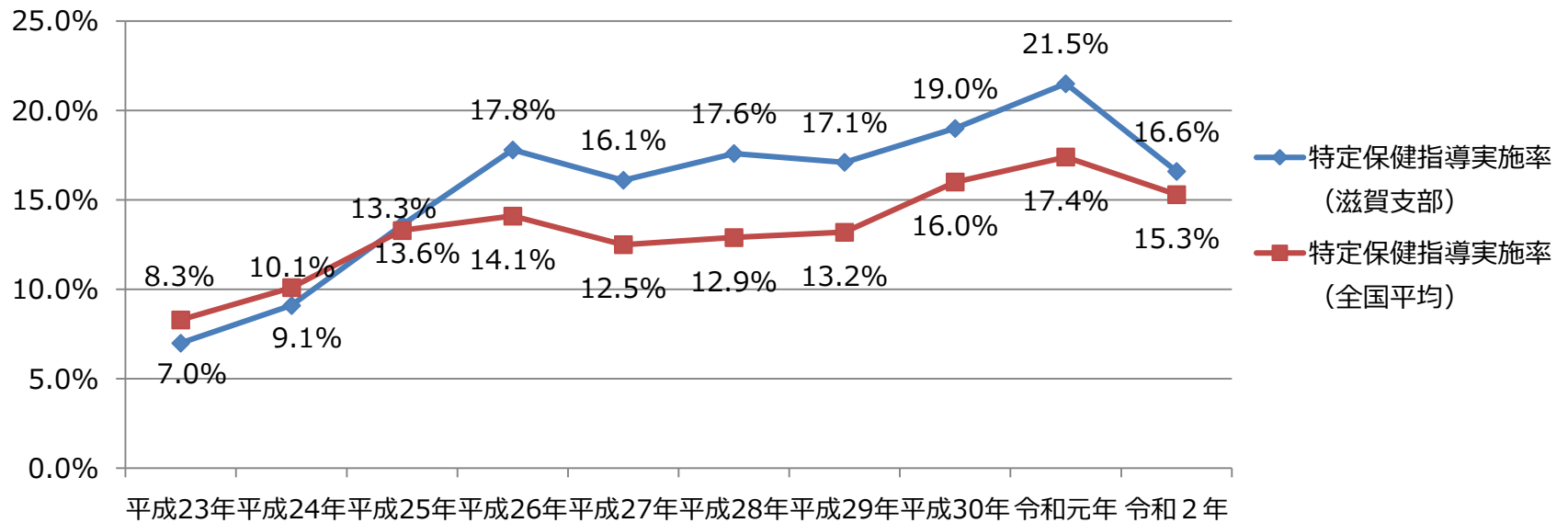
- ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。
- ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。

《実施結果》

- ・ 前年度下期に実施した新規委託機関の拡大を図り、そのための訪問による説明等を丁寧に行う。
- ・ 6月1日から市立野洲病院と新規委託契約開始。

目標	上期（中間）10.5%						下期（期末）28.5%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 20,456人												
受診者数	347	286										
受診者数 （累計）	347	633										
実施率	1.70%	3.09%										
前年実績	241	5	485	195	245	165	218	204	331	291	282	386
伸び率（累計）	143.98%	257.31%										

特定保健指導実施率（被保険者・被扶養者）の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40～74歳)	滋賀	10,720人	12,268人	13,482人	14,351人	15,139人	16,115人	16,922人	18,303人	18,942人	18,365人	20,456人
	滋賀	755人	1,134人	1,836人	2,548人	2,436人	2,838人	2,900人	3,483人	4,069人	3,051人	633人
実施率	滋賀	7.0%	9.1%	13.6%	17.8%	16.1%	17.6%	17.1%	19.0%	21.5%	16.6%	3.1%
	全国	8.3%	10.1%	13.3%	14.1%	12.5%	12.9%	13.2%	16.0%	17.4%	15.3%	未確定

②被扶養者

《実施策》

- ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・ 当日分割実施を推奨し、当日利用できなかった方には、後日の特定保健指導利用券の発行により案内を行うことで、実施率増加につなげる。

《実施結果》

- ・ 無料健診会場での特定保健指導分割実施の実行性を高めるため、次年度の無料健診の参加条件のなかに「特定保健指導の実施率」を評価点に加えた。そのことにより、健診機関では当日実施に力を入れている。

目標	上期（中間）11.0%						下期（期末）28.6%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 1,386人												
受診者数	32	20										
受診者数 （累計）	32	52										
実施率	2.31%	3.75%										
前年実績	23	38	27	83	24	10	10	33	30	28	35	52
伸び率（累計）	139.13%	85.25%										

2 (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iii 重症化予防対策の推進

＜事業計画＞

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。
 - ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

数値指標（KPI）	実績		目標		備考
	令和2年度 滋賀支部	(参考) 目標 令和3年度 全国	令和3年度 滋賀支部	令和3年度 滋賀支部	
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	10.5%	11.8%	11.8%	未確定	

＜実施策＞

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨を実施。
 - ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。
 - ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ることで、重症化を予防する。
 - ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。
 - ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。
- 事業所からの声掛けがしやすくなるようなポスターを作成し、事業所へ配布する。関係団体と連携することで効果を高める。

2 (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iv 健康経営（コラボヘルスの推進）

《事業計画》

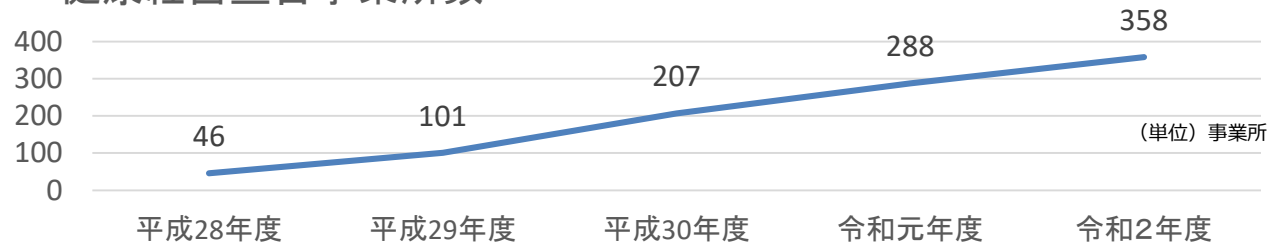
- ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
- ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。
 - KPI：健康宣言事業所数を500事業所以上とする。

数値指標（KPI）	実績		（参考）目標		備考
	令和2年度	滋賀支部	令和3年度	全国	
健康経営宣言事業所数		358		57,000	
				500	
					未確定

《実施策》

- ・優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。
- ・事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。
- ・健康教室を開催し、事業所における健康づくりを実施する。
- ・血管年齢測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の活性化を図る。

健康経営宣言事業所数



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康経営宣言事業所数	46	101	207	288	358	

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康教室実施数	30	41	47	37	60	

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
血管年齢測定器貸出数	40	66	73	98	101	

2 戦略的保険者機能関係

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

◀事業計画▶

- 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
 - KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする

数値指標 (KPI)	実績		(参考) 目標		備考
	令和2年度	滋賀支部	令和3年度	全国	
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	43.0%		46.0%		

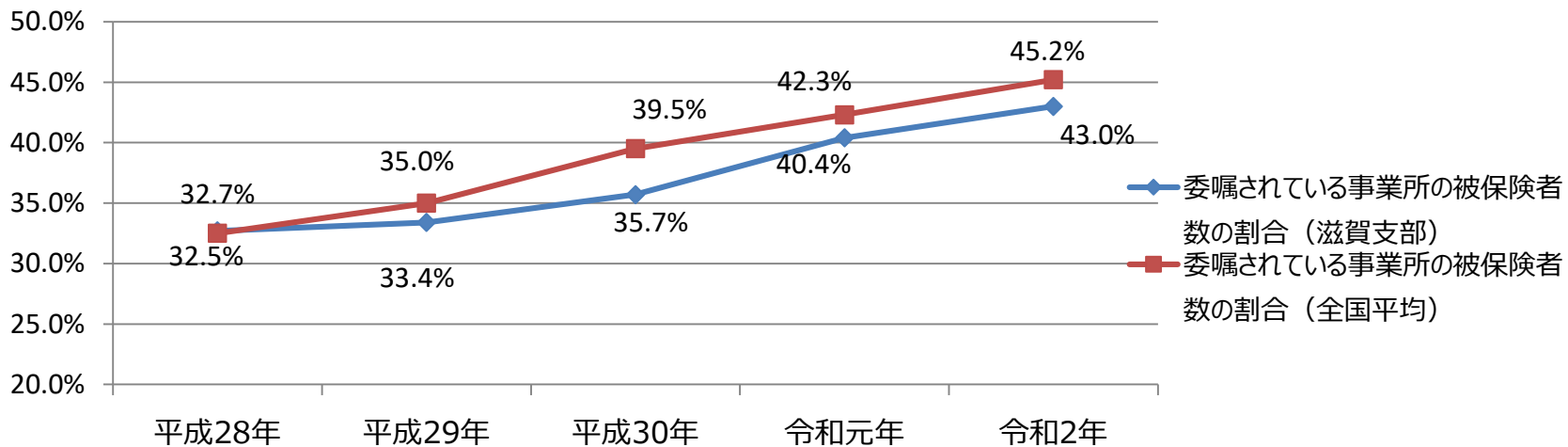
◀実施策▶

- 定期的なDM勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、訪問・電話による直接的な勧奨を行う。

《実施結果》

- ・令和2年度新規委嘱者数255名（解嘱者数37名）
- ・4月（658件）8月（1,000件）12月（1,000件）に未委嘱事業所への文書勧奨を実施
- ・新規適用事業所へ生活習慣病予防健診案内時に勧奨文書同封（312件）

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委嘱者数	滋賀	1,249人	1,315人	1,423人	1,596人	1,814人	
	全国	117,450人	139,639人	164,401人	193,712人	218,205人	
被保険者カバー率	滋賀	32.7%	33.4%	35.7%	40.4%	43.0%	
	全国	32.5%	35.0%	39.5%	42.3%	45.2%	

2 戦略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

<<事業計画>>

<課題分析>

・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

<加入者へのアプローチ>

・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。

・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）80.9%以上とする。

※医科、DPC、調剤、歯科

数値指標（KPI）	実績		目標		備考
	令和2年度	滋賀支部	令和3年度	滋賀支部	
ジェネリック医薬品使用割合	81.4%		（すべての支部で） 80.0%	80.9%	% 令和2年度実績は 令和3年2月診療分

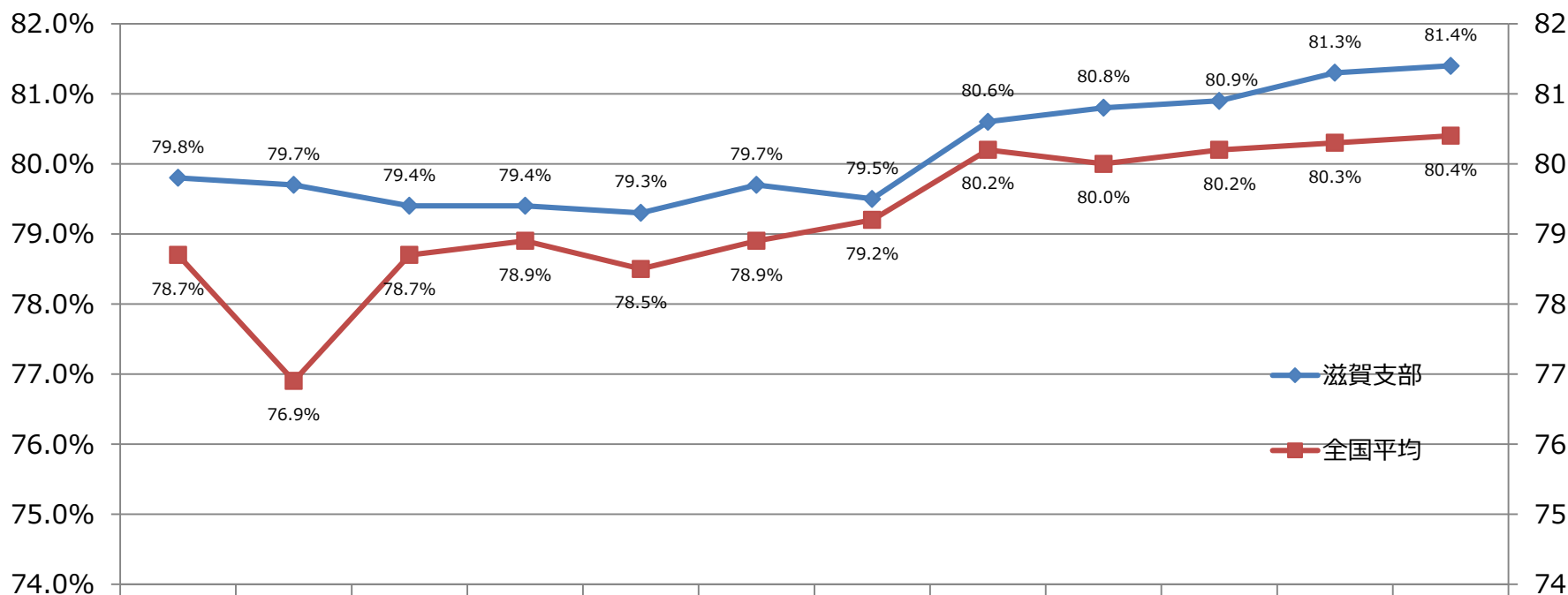
《実施策》

- ・医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。
- ・医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関するセミナーや広報への協力依頼を行う。
- ・保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。

《実施結果》

- ・地域ごとの使用割合の推移について分析結果のプレスリリースを行った（6月）
- ・医療機関へジェネリック医薬品使用を促すための訪問を実施。（7～8月/21件）
- ・県内医療機関へ見える化ツールの提供（7月、1月）
- ・テレビCM、Youtube等メディアを使った広報を実施（3月）

ジェネリック医薬品使用状況 <新指標による後発医薬品割合（数量ベース）>



	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月
全国順位	21	22	22	23	20	21	24	20	20	22	20	20
滋賀支部	79.8%	79.7%	79.4%	79.4%	79.3%	79.7%	79.5%	80.6%	80.8%	80.9%	81.3%	81.4%
全国平均	78.7%	76.9%	78.7%	78.9%	78.5%	78.9%	79.2%	80.2%	80.0%	80.2%	80.3%	80.4%

注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 「後発医薬品の数量」／（「後発医薬品のある先発医薬品の数量」＋「後発医薬品の数量」）で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

2 戦略的保険者機能関係

(4) インセンティブ制度の着実な実施

《事業計画》

- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。【本部実施】
- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・加入者への周知としてWEBやメディアを活用した広報を、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。

《実施結果》

- ・納入告知書チラシ（令和2年4月号）、滋賀県商工会連合会広報誌（令和2年5月号）に広報記事掲載
- ・WEB広告を活用した広報を実施（令和3年3月）

2 戦略的保険者機能関係

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

《事業計画》

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）をはじめとした分析ツール等を活用し、地域差の要因分析を行う。

《実施結果》

- ・ 未着手

2 (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

ii 医療提供体制に係る意見発信

《事業計画》

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

数値指標	KPIの設定なし	他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする 【参考】令和元年度実績 参加率100% 令和2年度実績 参加率100%
------	----------	---

《実施策》

- 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。
- これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。

《実施内容》

- 地域医療構想調整会議への参加は行ったが、意見発信には至らなかった。

他の被用者保険者と連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	100%	100%	

協会けんぽが参加している圏域

湖南圏域
東近江圏域
湖東圏域
甲賀圏域

2 (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

iii 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

≪事業計画≫

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
 - KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

≪実施策≫令和3年度新規事業

- ・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。
- ・ 協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。

≪実施内容≫

2 戦略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

i 本部・支部による医療費分析

《事業計画》

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。【本部実施】
- ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。【本部実施】
- ・ 支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》令和3年度新規事業

- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。

2 (6) 調査研究の推進

ii 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

《事業計画》

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。【本部実施】
- ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》令和3年度新規事業

- ・ 統計分析研修等に積極的に参加し、調査研究を推進するための体制を整える。

3 組織・運営体制関係

(1) 人事・組織に関する取組

i 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

《事業計画》

- ・ グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。
- ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。

《実施策》

- ・ 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。
- ・ 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。
- ・ 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。
- ・ 職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

《実施結果》

・

3 (1) 人事・組織に関する取組

ii 人事評価制度の適正な運用

《事業計画》

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

《実施策》

- ・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。
- ・ 面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。

《実施結果》

- ・ 進捗会議を開催し、各グループ毎に、統一書式を用いて支部業績評価項目について進捗状況の確認を行っている。
- ・ 計数管理表を作成、近隣支部の業績評価の比較を通じ、自支部の業績について評価している。

3 (1) 人事・組織に関する取組

iii OJTを中心とした人材育成

《事業計画》

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進めるための情報収集を行う。

《実施策》

- ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。
 - ・ 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。
- ・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。
 - ・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。
 - ・ 業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。

《実施結果》

- ・ 4月採用新入職員のOJTを各グループにて実施。(9月まで)
- ・ コロナウイルス感染症拡大防止対策のための勤務地変更や自宅待機の影響もあり、全職員を対象とした研修の実施は見送り。

3 (1) 人事・組織に関する取組

iv 支部業績評価の実施

<<事業計画>>

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】

<<実施策>>

- ・ 毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。
- ・ 他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。

3 組織・運営体制関係

(2) 内部統制に関する取組

i リスク管理

《事業計画》

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

《実施策》

- ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。

《実施結果》

・

3 (2) 内部統制に関する取組

ii コンプライアンスの徹底

《事業計画》

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

《実施策》

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

《実施結果》

- ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催（6月）
- ・コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底（遠距離通勤者の勤務地変更、業務の縮小、業務の縮小に伴う休業、出勤者数の減少、支部来訪者等の把握等）

3 組織・運営体制関係

(3) その他の取組

i 費用対効果を踏まえたコスト削減等

《事業計画》

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
 - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

数値指標（KPI）	実績		（参考）目標		実績		備考
	令和2年度	滋賀支部	令和3年度	全国	令和3年度	滋賀支部	
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	33.3%	(3/9)	80.0%		80.6%	%	

《実施策》

- ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。

《実施結果》

・

《実施策》

- ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ・ 調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。
- ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。
- ・ 電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ・ 事務所賃借料の適正水準維持に努める。
- ・ 継続的なムダの発掘により経費を削減する。

《実施結果》

・

入札案件	応札状況	契約年月日
血管年齢測定器の賃貸借事業	複数入札	令和2年5月1日